

8 子どもの医療費助成制度の創設について

(神奈川県)

子どもの医療費助成制度は、子どもの健全な育成支援、保健対策の充実、保護者の経済負担の軽減等、子育て支援の観点から、地方単独事業として、全市区町村において実施され、全ての都道府県が財政支援をしており、子どもが安心して医療を受診できるよう大きな役割を果たしている。

また、国においては、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、令和5年4月から「こども家庭庁」を設置することとし、子どもに関する施策の充実を図っているところである。

子どもの医療費助成制度は、子育てをしていく上で重要な役割を担っているが、地方自治体が独自に事業を実施しているため、対象となる子どもの年齢や一部負担金の額、所得制限の有無など、自治体の財政力などにより制度が異なっている。

そのため、未来を担う子どもを安心して産み育てられるよう、全国どこに住んでも同じ制度の下に医療を受けられる子どもの医療費助成制度が必要である。

さらに、現在、国は、地方自治体が独自に実施する子どもの医療費の窓口負担軽減に対して国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を行っているが、それは、地域の実情に応じた取組を支援としている少子化社会対策大綱の趣旨に反している。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

国、都道府県、市区町村が一体となって子どもへの支援ができるよう、国の責任において窓口での医療費負担がなく医療が受けられる全国一律の子どもの医療費助成制度を創設すること。

あわせて、制度創設までの間、子どもの医療費の窓口負担軽減に対する国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を解消すること。